その工事、手続き省エネ基準忘れていませんか？

令和７年度

秋田県住宅リフォーム推進事業

令和７年４月１日以降着手する工事について、改正建築基準法、改正建築物省エネ法が適用されます。未手続きや法適合しないリフォーム工事の補助申請は受付できませんので、工事着手前にご確認ください。

①増築部分に法律で省エネ基準適合が義務付けられます。（建築物省エネ法）

既存部分　増築部分

10㎡を越える増築の場合、増築部分の断熱材・開口部・設備に省エネ基準への適合が必要です。

断熱・省エネ・防災減災改修の補助を活用する場合、**補助要件より厳しい省エネ基準**が求められる場合があります。

既存部分の改修については、法適合の義務はありません。

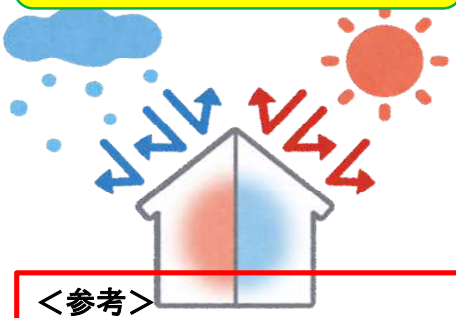

例　横手市　木造軸組工法の住宅
＜断熱材＞
外気に接しない床を充填工法で断熱材施工
断熱材：ｸﾞﾗｽｳｰﾙ16K　補助要件：100㎜　省エネ基準：150㎜
＜開口部＞
補助要件：　樹脂ｻｯｼ　複層ｶﾞﾗｽ
省エネ基準：樹脂ｻｯｼ　LowE複層ｶﾞﾗｽ　中空層8㎜（ｶﾞｽ封入）

＜参考＞
「建築物省エネ法　木造戸建て住宅の仕様基準ガイドブック」

②確認申請等の手続きが必要となるリフォームが増えます。（建築基準法）

次のすべてに当てはまるリフォーム工事は、「大規模の修繕」「大規模の模様替」に当たるため**建築確認申請、完了検査が必要**です。

☑ ①「木造２階て以上の住宅」又は「延べ面積が200㎡を越える平屋建て住宅」のリフォーム
☑ ②「壁・柱・床・梁・屋根・階段」のリフォームで、このいずれかが１／２を越える範囲の工事内容　※
☑ ③下地材まで及ぶ改修工事　※
※　100㎡以上の住宅の場合は有資格者の設計・工事監理が必要です。

例　木造２階建て住宅の屋根の全面改修（垂木交換あり）
☑ 木造２階建て住宅
☑ 屋根のリフォームで１／２を超える範囲　→　大規模の改修として建築確認申請等が必要。
☑ 下地材を交換する

＜参考＞
建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し
建築確認手続きの対象となる大規模修繕・模様替について

建築基準法・建築物省エネ法・リフォーム補助金の問い合わせ・手続き先が異なる市町村があります。

住宅の規模によって、問い合わせ・手続き先が異なる市町村があります。

このリフォームは建築確認申請必要？

この工事は省エネ基準適合必要？

このようなお問い合わせはこちらへ

問い合わせ先	建築物省エネ法 建築基準法	秋田県住宅リフォーム補助金
鹿角市・小坂町	鹿角地域振興局 0186-23-2311	同左
大館市・北秋田市・上小阿仁村	北秋田地域振興局 0186-63-2531	同左
大館市 （小規模住宅　※）	大館市役所 0186-43-7083	北秋田地域振興局 0186-63-2531
能代市・八峰町・藤里町・三種町	山本地域振興局 0185-52-6103	同左
秋田市	秋田市役所 018-888-5769	秋田地域振興局 018-860-3491
男鹿市・潟上市・井川町・大潟村・五城目町・八郎潟町	秋田地域振興局 018-860-3491	同左
由利本荘市・にかほ市	由利地域振興局 0184-27-1777	同左
大仙市・仙北市・美郷町	仙北地域振興局 0187-63-3124	同左
大仙市 （小規模住宅　※）	大仙市役所 0187-88-8822	仙北地域振興局 0187-63-3124
横手市	横手市役所 0182-35-2224	平鹿地域振興局 0182-32-6206
湯沢市・羽後町・東成瀬村	雄勝地域振興局 0183-73-6166	同左

※　小規模住宅　　次の①または②に該当する住宅

①木造で高さ16m以下　＋　地階を除く階数が2以下　＋　延べ面積が300㎡以下

②階数1以下　＋　延べ面積200㎡以下